



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 368 和歌山県土地利用基本計画の変更 (地域振興課)
- 369 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 370 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 371 " (")
- 372 " (")
- 373 " (")
- 374 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
- 375 大規模小売店舗の変更の届出 (")
- 376 紀の川土地改良区の役員の就任 (農村計画課)
- 377 土地改良事業の変更 (")
- 378 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)

○ 選挙管理委員会告示

*29 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在)

変更概要

整理番号	変更地域名	関係市町村名	変更部分の面積(ha)		変更を必要とする理由(要旨)
			拡大	縮小	
1-1	田辺森林地域	田辺市		2	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
1-2	上富田森林地域	上富田町		2	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
1-3	白浜森林地域	白浜町		9	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

和歌山県告示第369号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成19年5月14日まで縦覧に供する。

平成19年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成19年3月13日

2 名称

特定非営利活動法人生活支援 優

3 代表者の氏名

者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

○ 監査公表

- 監査公表第18号
- 監査公表第19号
- 監査公表第20号

告 示

和歌山県告示第368号

和歌山県土地利用基本計画(計画図)の一部を平成19年3月7日変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

なお、変更後の和歌山県土地利用基本計画(計画図)の図面は、和歌山県企画部計画局地域振興課及び各市町村国土利用計画法担当課室において閲覧することができる。

平成19年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

尾崎哲也

4 主たる事務所の所在地

日高郡由良町里244番地の23

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者ならびに地域の人々に対して、自立介護支援に関する事業を行い、地域において全ての人々が安心かつ安全で快適な暮らしができるまちづくりをめざし、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第370号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人晃和会 谷口病院	海南市日方328	腎臓に関する医療	玉井定子	平成 19.3.1

和歌山県告示第371号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成19年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
南紀福祉センター付 属病院	西牟婁郡上富田町岩田1776の1	整形外科に関する医療	穴原克宏	平成 19.3.1
社会保険紀南病院	田辺市新庄町46番地の70	口腔に関する医療	大亦哲司	平成 19.3.1
		整形外科に関する医療	寺尾賢秀	
		心臓脈管外科に関する医療	古谷保博	
		腎臓に関する医療	織田ひかり	
独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町大字和田1138	心臓脈管外科に関する医療	西村治	平成 19.3.1
医療法人琴仁会 石本病院	海南市船尾365番地	腎臓に関する医療	石本喜作	平成 19.3.1
医療法人晃和会 谷口病院紀北クリニック	橋本市市脇3-6-9	腎臓に関する医療	懸高昭夫	平成 19.3.1

和歌山県告示第372号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成19年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	訪問看護	聖アンナ老人訪問看護ステーション 紀の川市貴志川町上野山302-1	平成 19.3.1

和歌山県告示第373号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成19年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
すだ小林薬局	橋本市隅田町中島18番地	-	小林まもる	平成 19.3.1
みさお薬局	日高郡美浜町和田1138-185	-	鈴木操	平成 19.3.1
切目屋調剤薬局	田辺市新万23-14-1	-	脇村明	平成 19.3.1

有限会社出嶋薬局朝来店	西牟婁郡上富田町朝来995-6	-	出嶋寿郎	平成 19.3.1
出嶋調剤薬局	西牟婁郡上富田町朝来795-5	-	栗山成子	平成 19.3.1
タブセ薬局	海南市阪井955	-	田伏貞之	平成 19.3.1
紀南病院前会営調剤薬局	田辺市新庄町225-160	-	小川勉	平成 19.3.1
有限会社田辺会営調剤薬局	田辺市たきない町21-22	-	前田隆司	平成 19.3.1
ひかり調剤薬局新町店	新宮市新町3-2-15	-	櫻田ゆかり	平成 19.3.1
ひかり調剤薬局いのさわ店	新宮市井の沢11-13	-	瀬川佳織	平成 19.3.1
光生薬局	海南市下津町丸田5-9	-	脇村純代	平成 19.3.1
北出薬局	日高郡日高町比井650	-	木下光都子	平成 19.3.1
有限会社北野薬局	御坊市蘭244	-	北野雅代	平成 19.3.1
ひまわり薬局	有田市宮崎町字箕川40-3	-	山西潤	平成 19.3.1
小野田薬局	有田郡湯浅町湯浅968	-	小野田昌功	平成 19.3.1
ハヤシ薬局	田辺市上の山2丁目30-17	-	林厚男	平成 19.3.1
三幸薬局清水支店	岩出市清水485-1	-	畑幸作	平成 19.3.1
データ・ボックス薬局	紀の川市打田1296-5	-	山西愛	平成 19.3.1
古久保薬局	御坊市湯川町財部661-7	-	古久保頼子	平成 19.3.1
有限会社コスモス薬局	橋本市東家4丁目12-6	-	上西美幸	平成 19.3.1
下津薬局	海南市下津町下津782	-	若林康平	平成 19.3.1
ゴボウ薬局美浜店	日高郡美浜町田井544の1	-	森澤美智子	平成 19.3.1
ユニバーサル薬局	岩出市荊本41-5	-	阿部泰久	平成 19.3.1
橋爪薬局	有田市箕島444	-	橋爪慶子	平成 19.3.1
フジヤ薬局	有田郡有田川町下津野287	-	抜井満	平成 19.3.1
下津薬局初島店	有田市初島町里1704	-	若林早止子	平成 19.3.1
ガトウ薬局	有田市宮崎町7-2	-	我藤久美	平成 19.3.1
とみやま調剤薬局	有田市古江見35	-	富山晃至	平成 19.3.1
そまの薬局	有田郡湯浅町湯浅933	-	杉野としゑ	平成 19.3.1
エース薬局みのしま店	有田市新堂55-1	-	竹谷美賀子	平成 19.3.1
ウエダ薬局	有田市初島町浜1279番地	-	萬谷美和	平成 19.3.1
ポプラ薬局	橋本市高野口町向島38-3	-	岩本隆司	平成 19.3.1

有限会社わかば薬局	御坊市湯川町財部725-8	-	釈野明久	平成 19.3.1
平成薬局	海南市船尾266	-	坂東幹彦	平成 19.3.1
マエダ薬局	海草郡紀美野町動木29-3	-	前田祉郎	平成 19.3.1
ヒカタ薬局	海南市日方1271-13	-	原隆亮	平成 19.3.1
あおぞら薬局	海南市名高179番地5	-	野田栄子	平成 19.3.1
スマイル温山荘前調剤薬局	海南市船尾365-19	-	木下淑子	平成 19.3.1
名手駅前薬局	紀の川市名手市場116	-	中谷周加恵	平成 19.3.1
エール薬局	紀の川市西大井211-2	-	山岡哲弥	平成 19.3.1
三平薬局かつらぎ	伊都郡かつらぎ町佐野1008-4	-	平越孝平	平成 19.3.1
三平薬局	伊都郡九度山町九度山1616	-	平越明實	平成 19.3.1
ファミリア薬局	伊都郡九度山町1409	-	相奈良純子	平成 19.3.1
タカダ薬局	紀の川市名手市場115	-	高田千鶴子	平成 19.3.1
コトブキ薬局	有田郡有田川町下津野605-7	-	星田和美	平成 19.3.1
梅田薬局	紀の川市西大井69-5	-	梅田登志子	平成 19.3.1
有限会社いしい薬局	橋本市高野口町名倉270-3	-	石井正人	平成 19.3.1
コバヤシ薬局	橋本市東家1-2-24	-	小林宏隆	平成 19.3.1

和歌山県告示第374号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スーパーセンターイズミヤ川辺稲井店
和歌山市川辺字稲井43番1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イズミヤ株式会社 代表取締役 林紀男
大阪市西成区花園南一丁目4番4号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イズミヤ株式会社 代表取締役 林紀男
大阪市西成区花園南一丁目4番4号
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年11月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
15,130㎡
- 6 駐車場の収容台数
1,019台
- 7 駐輪場の収容台数
300台
- 8 荷さばき施設の面積
376㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量

- 60.5㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前零時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午前零時30分
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前4時～午前0時
- 14 届出年月日
平成19年3月9日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成19年3月23日から平成19年7月23日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第375号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン和歌山中之島店
和歌山市納定字西芝100-1 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田耕造
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 3 変更しようとする事項
(1)大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)9,408㎡

(変更後)12,906㎡

(2)駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物西側(縦覧図書別添変更前配置図 駐車場①)	144台
建物2階(縦覧図書別添変更前2階平面図 駐車場②)	318台
建物屋上(縦覧図書別添変更前R階平面図 駐車場③)	264台

(変更後)

位 置	収容台数
建物西側(縦覧図書別添変更後配置図 駐車場①)	144台
建物2階(縦覧図書別添変更後2階平面図 駐車場②)	143台
建物屋上(縦覧図書別添変更後R階平面図 駐車場③)	307台

(3)駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物西側(縦覧図書別添変更前配置図 駐輪場①)	100台
建物西側(縦覧図書別添変更前配置図 駐輪場②)	60台

(変更後)

位 置	収容台数
建物西側(縦覧図書別添変更後配置図 駐輪場①)	100台
建物西側(縦覧図書別添変更後配置図 駐輪場②)	120台

(4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	収容台数
建物北側(縦覧図書別添変更前配置図 廃棄物保管施設①)	31.3㎡
建物東側(縦覧図書別添変更前配置図 廃棄物保管施設②)	31.4㎡

(変更後)

位 置	収容台数
建物北側(縦覧図書別添変更後配置図 廃棄物保管施設①)	31.3㎡
建物東側(縦覧図書別添変更後配置図 廃棄物保管施設②)	32.0㎡

4 変更する年月日

平成19年11月10日

5 変更する理由

店舗運営計画及び廃棄物収集効率化のため

6 届出年月日

平成19年3月9日

- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成19年3月23日から平成19年7月23日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第376号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成19年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員

職名	氏名	住所
理事	松本三郎	和歌山市松江東1丁目4番6号

和歌山県告示第377号

平成18年11月24日付けで協議のあった有田川町営土地改良事業(基盤整備促進事業中峯地区)の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成19年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第378号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画下水道事業 和歌山市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和48年11月27日
至 平成26年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分
昭和47年和歌山県告示第880号、昭和52年和歌山県告示第572号、昭和54年和歌山県告示第248号、昭和61年和歌山県告示第203号、昭和63年和歌山県告示第773号、平

成3年和歌山県告示第67号、平成5年和歌山県告示第87号、平成6年和歌山県告示第95号及び平成12年和歌山県告示第606号の事業地に、和歌山県和歌山市大字松江字西樋ノ口、字東樋ノ口、字千本免及び字仁嶋を加える。

(2) 使用の部分

平成12年和歌山県告示第606号の事業地に和歌山県和歌山市島橋東ノ丁、島橋南ノ丁、島橋西ノ丁、島橋北ノ丁、大字狐島字四ツ樋、字南汐畑、字公文給、字垣内、字淵ノ側、字北川原、字西川原、字宇治部、字塩畑、字六ツ辻、字長畑、字北浦、字新地、字関根及び字堂山並びに大字野崎字破瀬折を加える。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第29号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年3月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

第5項中「5 老人保健施設」を「5 介護老人保健施設」に

改め、同項の表中

医療法人裕紫会介護老人保健施設 桔梗苑

和歌山県和歌山市鳴神123番地の1

を

医療法人施設 桔梗苑
医療法人施設 こ

裕紫会介護老人保健施設
弘愛会介護老人保健すも

和歌山県和歌山市鳴神123番地の1

和歌山県和歌山市つつじが丘7丁目3番2

に改める。

監査公表

和歌山県監査公表第18号

平成18年11月10日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年3月23日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 門 三 佐 博
和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象事業会計名 和歌山県こころの医療センター事業会計

2 監査実施年月日 平成18年8月1日

3 監査の結果

業収益の過年度未収金整理については、未収原因や納入状況に応じて、今年度も特別徴収が実施されているが、新たに作成された未収金対策マニュアルを活用し、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

業収益の過年度未収金については、未納者への電話や訪問による納付指導を継続して行っている。

また、患者・家族等に対して高額療養費委任払制度や各種福祉制度の教示を行ったり、退院時未精算者からは納付誓約書等を徴収するなど、未収金対策マニュアルを活用し、新規未収金の発生防止を図っている。

1 監査対象事業会計名 和歌山県土地造成事業会計

2 監査実施年月日 平成18年8月1日

3 監査の結果

保有土地の販売については、雑賀崎地区で1件12,402㎡及び西浜地区で2件2,247㎡の売却を行い、販売に努力されているが、依然、未処分地が約653,000㎡残っている。

今後とも、関係諸機関との連携を密にし、より一層保有土地の早期処分について努力をされたい。

また、事業用借地権制度により、平成17年度に西浜地区で2件約5,800㎡を新たに賃貸し、土地の有効活用に努めているところであるが、今後も売却までの間の有効活用についても努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

平成18年4月から企業立地局を設置。企業誘致奨励金制度の充実や土地売却時における随時鑑定方式の導入などにより、保有土地の早期処分に努めている。

この結果、平成18年12月末までに、雑賀崎地区で2件17,207㎡、西浜地区で1件12,148㎡を売却しました。さらに、事業用借地権制度の活用により、雑賀崎地区で1件3,205㎡を新たに賃貸し、土地の有効活用にも努めている。

今後とも一層、関係部局との連携を密にしながら、早期売却に努めていく。

和歌山県監査公表第19号

平成18年11月10日付け監査報告第16号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、

次のとおり公表する。

平成19年3月23日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 門 三 佐 博
和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関名 総務部

2 監査実施年月日 平成18年8月28日

3 監査の結果

県税収入の確保については、組織的な徴収対策に取り組みられた結果、平成17年度末の収入未済額(個人県民税を除く。)は前年度に比べ約1億2,276万円減少している。県税徴収対策本部を設置し対策の強化を図った結果であると思われるが、税負担の公平の確保を図るためにも引き続き努力されたい。

また、個人県民税についても、前年度に比べ約6,557万円減少しているが、地方税法第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するなど、今後とも市町村と連携を深め収入の確保に努められたい。

(税務課)

4 監査結果に基づき講じた措置

県税徴収対策本部の設置

平成15年度より毎年度設置し、徴収目標を掲げ、その達成に向け進行管理を徹底している。

特別徴収対策チームの設置

平成16年度より本庁税務課に設置し、高額かつ困難な事案を処理している。

納税推進員の配置

平成16年度から継続して各県税事務所に配置し、自動車税を中心に電話催告、文書催告、臨戸徴収などを実施している。

地方税法第48条に基づく個人県民税の直接徴収の実施

平成17年度に引き続き全県税事務所で実施している。1億円余を引き受け、1月末現在で36%の徴収状況である。

(平成17年度の個人県民税滞繰分収入率は、14.2%)

税収確保に向けた市町村との連携

市町村課とともに市町村との税収確保に向けた研究会を開催し、収入率向上に向けたスキームや徴収活動のあり方を検討した。また、市町村との共同事業(合同公売、共同催告、同時期を設定しての滞納整理活動の強化、ショッピングセンターでの休日納税窓口など)を実施した。和歌山地方税回収機構との連携も開始した。

インターネット公売を開始

本年度よりスタート。10月に3回の公売で売れなかった不動産を出品し、売却した。2月にも不動産を出品した。

タイヤロックによる自動車の差押えを実施

8月にタイヤロックを購入、マニュアルを整備し、12月に滞納者所有の自動車に装着した。

市町村への県の徴税吏員を派遣

協定により県の徴税吏員を市町村税務職員に併任し、市町村の滞納整理活動を支援している。現在、紀北県税事務所が管内2市で実施している。

- 1 監査対象機関名 環境生活部
- 2 監査実施年月日 平成18年8月30日
- 3 監査の結果

橋本市の産業廃棄物不適正処理及び広川町の硫酸ピッチ不法投棄については、代執行を行い、平成16年度に関係者に対して費用の請求を行ったところであるが、平成17年度末における未収金は約11億2,185万円となっている。早期の回収は困難と思われるが、今後とも未納者の状況把握を充分行い、適正な債権管理を行われたい。

(廃棄物対策課)

- 4 監査結果に基づき講じた措置

橋本市内の不適正処理に係る費用については、求償の対象者は法人並びに当該法人の役員3名であるが、法人は倒産状態、役員3名については無資力なため、少額での分納で対応していたが、平成18年1月を最後に分納が滞っている。今まで交渉してきた者が、平成18年10月には、別事件で逮捕、起訴されたが、病気による拘留の執行停止処分を受け、現在入院中であり、再度交渉することとしている。

また、広川町内の不法投棄に係る費用については、求償の対象者3名は、ともに無資力であり、うち2名は所在不明又は死亡しているが、残り1名から分納の申し出があり、平成18年9月から分納を開始している。今後は、分納が滞らないよう指導し、未収金の縮減に努めていく。

- 1 監査対象機関名 福祉保健部
- 2 監査実施年月日 平成18年8月28日
- 3 監査の結果

(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成17年度末3,355万円となっており、前年度と比べると約478万円の増加となっている。

ここ数年は毎年増加傾向であるため、今後より一層、各振興局健康福祉部と緊密な連携を行い、生活保護費の不正受給の未然防止に努めるとともに、徹底した償還指導を行うなど債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

(2) 児童福祉施設負担金の未収金については、平成17年度に約372万円の不納欠損処理を行うなどにより、平成17年度末現在約1,097万円となり、前年度に比べ約337万円の減少となっている。

今後とも、未収金の発生、増加の防止を図るため、入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年

度分の未収金については未納者の実態把握に努め、適切な指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

(3) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度より約63万円の減となり未償還金の回収に努力されているが、平成17年度末現在でなお、約4,768万円の未償還金がある。

今後とも引き続き未償還金の回収並びに新規の未償還金の発生防止に努めるとともに、貸付時における償還指導の徹底を一層図り、過年度分の未償還金については、電話・文書による督促、夜間・休日訪問及び未償還者の生活実態による分割償還指導や連帯保証人に督促を行うなど、未償還金の回収に努められたい。

(子ども未来課)

(4) 児童扶養手当返還金の未収金については、昨年度より約197万円減少し、平成17年度末現在で約1,679万円となっている。

今後、市町村における窓口指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるなどし、新たな発生を抑止するとともに、母子福祉指導員(償還指導員)の積極的な活用など、組織的に取り組まれ、児童扶養手当返還金の回収に努められたい。

(子ども未来課)

(5) 児童福祉施設負担金の平成17年度決算における収入未済額は、約2,332万円であり、前年度に比べ約30万円増加している。

今後、新規の未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導の徹底をより一層図るとともに、戸別訪問等により滞納者の実態把握に努め、適切な指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

(6) 知的障害者福祉施設負担金については、収入未済額は、約293万円であり、前年度に比べ約5万2,000円減少し、徴収については努力されているが、今後、新規未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導を図るとともに、戸別訪問等により滞納者の実態把握に努め、適切な指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

(7) 特別障害者手当等返還金については、新規の発生防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど、厳格な債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

- 4 監査結果に基づき講じた措置

(1) 生活保護費返還金の未収金については、各振興局と連携して、被保護者に対し収入申告義務の周知徹底を図り、その発生自体を未然に防止するとともに、課税

状況調査をはじめ各種調査により収入の把握に努めている。

また、未納者に対し家庭訪問による償還指導を行うほか、一括返還が困難な場合には世帯の実情に応じた分割納付による計画的な返還の指導を行うなど、ねばり強い指導に努めている。

(福祉保健総務課)

(2) 児童福祉施設負担金の未収金については、未償還者に対し文書や電話により定期的に催促を行うとともに、必要に応じて家庭訪問し、償還指導を行っている。今後とも引き続き未償還者の実態把握に努め、必要に応じ分割納付の方法をとるなど、未償還金の回収に努めていく。

また、入所措置をする際に扶養義務者に対して理解を得るよう十分説明を行い、負担金の発生防止に努めていく。

(子ども未来課)

(3) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、未償還者に対し文書や電話により定期的に催促を行うとともに、必要に応じて家庭訪問し、償還指導を行っている。今後とも引き続き未償還者の実態把握に努めるとともに、必要に応じ分割納付の方法をとるなど、未償還金の回収と発生防止に努めていく。

(子ども未来課)

(4) 児童扶養手当返還金の未収金については、未納者に対し文書や電話により定期的に催促を行うとともに、必要に応じて家庭訪問し、回収に取り組んでいるところである。今後とも引き続き市町村と連携し、受給者の児童扶養手当制度への理解を高め、未収金の回収と発生防止に努めていく。

(子ども未来課)

(5) 児童福祉施設負担金の未収金については、児童相談所において早期回収と新たな未収金を防ぐべく、納入指導等について組織的な取り組みを実施している。

今年度においては、滞納者に対する電話や戸別訪問を実施し、平成18年12月末現在で、新たに1件の分納が開始されることとなった。

また、納入者が所在不明のものについて、戸籍等の調査を行っている。今後とも入所時の納入指導により未収金発生を未然に防ぐとともに、戸別訪問、納入指導等を徹底していく。

(障害福祉課)

(6) 知的障害者福祉施設負担金については、滞納者3件のうち、収入未済額の約8割をしめる滞納者の相続人について、平成17年12月に相続放棄が確定したことから、放棄された相続財産からの納入を、和歌山家庭裁判所田辺支部及び顧問弁護士と協議し手続を進めている。その他2件の未納者については、電話や戸別訪問を実施し、納

入の督促を実施しているが、滞納者の資力がなく、計画的な返済ができない状況におかれているのが現状である。

引き続き、滞納者に対する電話や戸別訪問を実施し、納入指導等を徹底していく。

なお、平成15年度から支援費制度が導入され、当該負担金は直接施設に支払われることとなったので、今後、新たな未収金が生じることはない。

(障害福祉課)

(7) 特別障害者手当等返還金の整理については、各振興局健康福祉部において、文書及び電話等による納入指導の徹底を行っているところであるが、今後も、夜間・休日の戸別訪問をさらに強化し、返還金の早期回収を行えるよう努めていく。

また、認定者に、返還金発生事由が生じた場合の申出義務を徹底させるとともに、町村との連携を密にして、未収金を発生させることのないよう指導強化を図っていく。

(障害福祉課)

- 1 監査対象機関名 商工労働部
- 2 監査実施年月日 平成18年8月29日
- 3 監査の結果

中小企業振興資金貸付金については、債権回収の努力や不納欠損処理を行うなどにより、前年度に比較して、約5億1,843万円の減少となったが、平成17年度末現在における収入未済額は約110億6,428万円と多額である。

今後とも、これら延滞債権のうち、現在分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握するとともに、分割納入額の増額交渉を強化し、早期回収に向け努力されたい。

また、既に事業を廃止あるいは倒産、休業状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを実施しているが、なお一層、債権の早期回収を進めるなど、債権管理に努められたい。

(商工労働総務課)

- 4 監査結果に基づき講じた措置

現在分割納入中の延滞先については、経営状況の把握に努めるとともに、増額交渉をさらに進めた。

また、廃業組合については、組合施設の法的処分は完了したため、連帯保証人への徴求に取り組み早期回収に努めていく。

- 1 監査対象機関名 農林水産部
- 2 監査実施年月日 平成18年8月30日
- 3 監査の結果

(1) 農業改良資金貸付金の未償還金については、平成17年度末で約875万円となり、前年度に比べ234万円減少しているが、依然として多額の未償還金となっている。

今後も、貸付金の保全の委託先である県信用農業協同組合連合会等と連携を図りながら償還指導に一層努められたい。

(経営支援課)

(2) 沿岸漁業改善資金貸付金の未償還金については、平成17年度末で約2,636万円となり、前年度に比べ約757万円増加している。

今後、新規未償還金の発生防止や適切な償還指導に努め、未収金の早期解消を図られたい。

(水産振興課)

4 監査結果に基づき講じた措置

(1) 貸付金の保全及び回収の委託先である和歌山県信用農業協同組合連合会とともに、借受者の経営状況や経営方針を確認した上で、関係農業協同組合とも連携しながら経営の改善を促し、債権回収に努めた。

平成18年12月末現在、未償還金の残額は約716万円となり、平成17年度末に比べ約159万円減少している。

(経営支援課)

(2) 貸付けの際に申請者の財務状況を精査できるよう申請書の様式を改め、新規未償還金の発生防止に努めた。

また、借受者にとってより身近な漁業協同組合に収納事務を委託するとともに、弁護士とも協議し、適切な償還指導に努めた。

(水産振興課)

1 監査対象機関名 県土整備部

2 監査実施年月日 平成18年8月29日

3 監査の結果

(1) 工事請負契約不履行に伴う違約金は、年度末では、13件の約1,419万円が収入未済となっているため、今後も引き続き未収金解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、個々の実状に応じた厳正な債権管理に努められたい。

(技術調査課、道路建設課)

(2) 県土整備部で管理している平成16年度末の廃道敷地は32件であり、平成17年度で11件が処理されているので、平成17年度末における未処理件数は21件となっている。

廃道敷地については、今後、払下げや現道復帰・資材置き場等有効利用計画などを検討しているところであるが、これらのほか、早期処分できないものについては、地元市町村と調整を図るとともに、待避所、花壇等として計画的に道路区域に編入するなど、有効活用を図り適正管理に努められたい。

(道路保全課)

(3) 工事事務管理システムによる詳細な工程及び進行管理に取り組んでいるが、平成17年度上半期契約状況は目標率75%に対し、契約実績は64.7%で、前年度に比べ0.4ポイント上回るに留まり県土整備部の平均74.3%には及ば

ないため、引き続き努力されたい。

(道路保全課)

(4) 県営住宅・特定公共賃貸住宅・駐車場を合わせた平成17年度末の収入未済額は、約2億4,700万円で、前年度に比べ約225万円増加している。過年度未収額が年々増加し収納率も年々下がっている。

未納者に対しては、「家賃滞納者等に対する措置マニュアル」に基づき未収金の回収に努力されているところであるが、職員も計画的に訪問するなど、より一層の組織的な取組が必要である。

また、新規の未収金の発生防止を図るとともに、今後も引き続き、各地方振興局及び住宅供給公社(委託分)への指導を強化し、債権管理に努められたい。

(住宅環境課)

4 監査結果に基づき講じた措置

(1) 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金のうち、橋梁設計瑕疵に関する違約金については、損害賠償請求訴訟を提起している。その他の違約金については、債務者が所在不明になっているなど徴収の困難なものがほとんどであるが、各債務者について引き続き再調査を行い回収に努めている。今後も引き続き、未収金解消に努めるとともに不納欠損処理すべきものについては、適正に処理を行っていく。

(技術調査課、道路建設課)

(2) 廃道敷地の処分については、山間地に多いことや未登記問題、あるいは形状等の理由など難しい課題もあるが、平成18年度においては、売払い、市町村等への移管、待避所・花壇・資材置場等の現道への復帰など案件ごとの処理方針を決め、早期処理に努めている。

(道路保全課)

(3) 工事の早期発注と工期の厳守について、18年度は進行管理プロジェクトに基づき、各建設部を指導していく。

(道路保全課)

(4) 公営住宅の未収金については、住宅供給公社、各振興局及び委託管理人と連携し縮減に努めている。職員を含め計画的に夜間訪問するなど、組織的な取組を強化し、徴収実績の向上を図るとともに、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導や催促を行い未収金の増加を防ぎ、長期滞納者に対しては訴訟等法的措置を実施するなど、なお一層の適正な債権管理に努めていく。

(住宅環境課)

1 監査対象機関名 教育委員会

2 監査実施年月日 平成18年8月28日

3 監査の結果

地域改善対策進学奨学金等の未収金額が平成17年度末

で約4億7,984万円と、前年度に比較して約6,720万円増加している。

未納者に対し鋭意償還指導に努めているところであるが、今後も一層未納者の現状把握に努めるとともに、償還指導を行い、未収金の減少に努力されたい。

また、今後発生する償還金についても、償還計画の指導により、債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

4 監査結果に基づき講じた措置

新たな未償還金が発生しないよう、償還に対する正しい理解や早期に返還を促すための文書を送付するとともに、個別訪問時に、滞納者の現状等を把握し、返還意識の高揚、計画的な償還ができるよう指導を強化したほか、訪問時に不在の対象者には、関係機関との連携を図りながら、再度相談に応じる日を設定する等の改善を図った。今後もより一層未償還金の回収に努めていく。

さらに、関係各課で構成する未償還金の問題に対する検討委員会を本年度立ち上げ、本問題の今後の対策について検討を行った。

和歌山県監査公表第20号

平成18年11月10日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第87号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年3月23日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 門 三 佐 博

和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関名 公立大学法人和歌山県立医科大学

2 監査実施年月日 平成18年8月29日

3 監査の結果

病院使用料等の未収金については、平成17年度末で約1億7,000万円となり、前年度に比べ約1,290万円の増加となっている。

今後、新規未納者の発生防止に留意するとともに、未納者の実態を十分把握の上、組織一丸となって未収金の整理に努力されたい。

4 監査結果に基づき講じた措置

病院使用料等の未収金対策については、未収金発生防止のため、入院時に診療費等費用支払いの誓約書を徴する一方、事務と病棟との連携を密にし、患者の経済状況等を把握し、未払いが生じる可能性がある場合には事前に医療福祉相談員や病院課職員が相談に応じ、その中で公費による救済制度の適用や国保の高額療養費委任払い制度の利用を勧めるなど、未収金の発生防止に努めている。

なお、平成18年度から地域連携室を設置し、よりきめ細やかな対応をしている。また、未収金滞納整理については、未収金回収の専任職員を1名から2名に増員し、文書や電話による督促回数を増やすとともに、分納相談や訪問による調査・徴収を強化し、早期回収に努めている。さらに悪質な未納者に対し少額訴訟を提起するなど、法的措置も講じたところである。